

平成30年6月13日現在

機関番号：32689

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2015～2017

課題番号：15K12655

研究課題名（和文）動物スポーツと動物愛護の共存研究

研究課題名（英文）coexistence between animal sports and movements for the Animal Welfare Act

研究代表者

寒川 恒夫（Sogawa, Tsuneo）

早稲田大学・スポーツ科学大学院・教授

研究者番号：70179373

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,900,000円

研究成果の概要（和文）：19世紀にイギリスで動物虐待防止協会が活動を開始して以来、今日では、ほとんどの国が動物愛護法を持つに至っている。この法を背景にした動物愛護団体の活動の中に、動物を互いに戦わせたり、動物を競技に使用するいわゆる動物スポーツが含まれ、その中止が叫ばれてきた。他方、そうした動物スポーツは人類が古代に動物飼養文化を開発して以来、世界各地で様々な種類のものが創られ、長らく伝統文化として実践されてきた歴史がある。本研究では、アジアについて、実際に動物愛護団体との間で軋轢を生起している事例を調べ、その共存の方途を探り、ラムサール条約のwise useを一法とする可能性を提言する。

研究成果の概要（英文）：Since the Royal Society for the Prevention of Cruelty to Animals was established in London 1824, almost all the countries in the world today became to have an Animal Welfare Act. Social activities founded on this Act include anti-animal sports campaign. Such activities frequently developed tough movements, and were in opposition with animal sport supporters. Animal sports, on the other hand, have been the traditional cultures respectively. Present research deals with cases which such two antagonistic movements created in Asia, and intends to propose the wise use spirit of the Ramsar Convention as one of the possible solutions.

研究分野：スポーツ人類学

キーワード：動物スポーツ 動物愛護 ワイズユース

1. 研究開始当初の背景

動物虐待防止協会(現 The Royal Society for the Prevention of Cruelty to Animals)が1824年にロンドンに組織されて以来、その活動は世界に広まり、今日においてはほとんどの国が動物愛護法(Animal Welfare Act)を持つに至っている。この法は動物に苦痛を与える行為を広く違法とみるが、その中に、動物どうしを闘わせること、また動物を競技に利用することなど、すなわち動物スポーツを含めており、長らく動物スポーツを継承・実施してきた諸団体と、これの廃止を求める愛護団体との間で深刻な軋轢が生じ、社会問題化している。

2. 研究の目的

(1) 動物スポーツの広がりや歴史、動物虐待防止協会創設の文化的背景を明らかにする。これは、下記目的(2)の前提となる。

(2) 対象地域をアジアに限り、動物スポーツをめぐる現状と問題点を明らかにし、実施団体と愛護団体の共存方途について提案する。

3. 研究の方法

上記目的(2)では愛護団体、実施団体それぞれの行動根拠を明らかにする必要があるため、現地フィールドワークの方法がとられる。(1)では歴史学的方法と民族学的方法それに現地フィールドワークが併用される。

4. 研究成果

(1) 動物スポーツの広がりや歴史。

本研究は動物を楽しみや競技のために利用する営みを動物スポーツと定義するが、愛玩動物(ペット)としての利用は、これを除外する。動物愛護法も動物愛護団体も一般的にこの形態を容認するからである。

本研究が定義する動物スポーツは、第一に、当該動物を生きたまま利用することを前提とするため、その始まりは、人類が動物飼養原理を獲得して家畜文化を展開した古代に求められる。しかし、遊猟は動物飼養原理を要しない形態であるため、古代以前の採集狩猟民時代における存在も一応想定されるが、採集狩猟民の民族誌にこれが明確に行われることの記述がみられないところから、本研究では、開始を古代に求める立場に立つ。古代諸文明(メソポタミア、エジプト、インド、中国)にあっては、遊猟が社会の支配層に好まれ、様々な意図のもとに大規模に実施されたことが確認されるのである。

動物スポーツは、その広がりを次のように分けることができる。遊猟(野生動物を人が直接に狩る形態から、猟犬の狐狩や鷹狩など飼養動物に野生鳥獣を狩らせる形態までを含む)、騎乗スポーツ(騎乗に用いる動物には、

より一般的な馬の他、中近東でラクダ、タイガヤツンドラ地方でトナカイ、アジアで牛などが用いられる。競技形態は競馬など騎乗競走、流籠馬など騎乗弓射、また騎馬の2チームが一頭の羊の胴体をボールにみたてて奪い合いゴールにもたすのを競う中央アジア遊牧民に好まれるブズカシ、騎馬の2人あるいは2チームが手にした槍を相手に投げ当てるのを競うトルコやインドネシアのジリッド、また馬の調教度を競うオリンピック種目の馬場馬術などが含まれる)、繫駕スポーツ(馬に車輪つき軽装車を引かせるほかに、アジアの稲作地帯で牛にソリ、タイガヤツンドラ地方でトナカイにソリをつなぎ、ソリの上で操作し競走する形態がある。またイヌイットの犬ぞりレースも含まれる)、動物闘技(闘犬、闘鶏、インドの闘鶏、闘牛、闘羊、闘馬など同種の動物を闘わせる)。

以上が動物スポーツの主要なものであるが、この他に、スペインやメキシコの牛と闘牛士が闘う闘牛、ローマの円形闘技場でおこなった象・ライオン・サイ・熊などと剣闘士の闘い、イギリスで盛行した熊と犬の闘い bearbaiting、牛と犬の闘い bullbaiting など異種間動物闘技も見られるが、これらは狩猟由来として遊猟に分類されてよい。また、スペインの牛追い(かつてはポルトガル、フランス、イギリスにも盛行)も、これを狩猟起源とする先行研究に従えば遊猟に属させることができる。

本研究の目的文脈からして、こうした鳥獣のほかに、魚や昆虫を楽しみや競技に利用する類も動物スポーツに含めることができる。後述のように、イギリスにあっては、遊漁は早くも動物虐待防止協会創設以前に、魚と餌の虫にゆゆしき苦痛を与える行為として福音主義者から非難が提出されていたのである。また昆虫どうしの闘技(コウロギ相撲、クモ相撲など)や闘魚も、アジアにあっては、仏教の殺生戒に抵触する営みである。日本なら『徒然草』で兼好法師のいう「大方、生ける物を殺し、傷め、闘はしめて遊びたのしまん人は、畜生残害の類なり。・・・すべて、一切の有情を見て、慈悲の心なからんは、人倫にあらず。」発言を挙げておこう。

人類はこれまでに様々な生き物を動員して動物スポーツをきわめて多様に開発してきたが、これが動物擁護者から問題視される状況は、次に取り上げるイギリスにおいて具体的に影響力の大きい社会運動の形をとることになる。

動物虐待防止協会創設の文化的背景

イギリスも例にもれず永らく動物スポーツが盛んな土地であった。庶民から王に至るまで、社会の諸階層が、それぞれにふさわしい形の動物スポーツを持っていた。王やジェントリーなど社会的上位者にとって名誉ある動物スポーツは遊猟であった。彼らの遊猟は狩猟法 Game Laws によって保護されていた。14世紀に遡るこの法は、彼らにしか納めえな

い高額税と引き換えに野生動物の狩を認めたもので、こうした有資格者以外の狩を密猟として厳しく取り締まった。野生動物は、これが生息する土地の所有権とは別で、狩猟法有資格者間の共有財産と見なされ、そこで、多くの野生動物に恵まれた土地の所有者であっても、狩猟法有資格者でなければ私有地内の猪といえども、これを狩るのは違法とされた。

これに対し、庶民は闘鶏、bearbaiting、bullbaiting、牛追い（最後には追いつめた牛を棒で打って殺してしまう）、鶏を的に棒を投げる鶏当て（当て殺せば鶏がもらえる）など家畜を用いた動物スポーツを楽しんだ。こうした動物スポーツに対し、どのような法的規制がどのような意図のもとになされたかについては、イギリスの研究者を中心に既に多くの研究を見る。以下に、こうした先行研究に基づき、動物虐待防止協会が1824年に設立を見るまでの経緯を概観する。

近代における動物スポーツへの非難は、第一にピューリタンの主張として現れる。国王ジェームズ1世は、抵抗勢力として権力を蓄えつつあったピューリタンが展開する安息日厳格遵守運動に対し、1618年に、安息日であっても礼拝を終えた後なら臣民の娯楽を妨げてはならない旨の勅を発し、ピューリタンを牽制したが、それでもなしてはならない非合法の遊びとしてbearbaitingとbullbaitingを示したが、しかしそれは安息日に限定したもので、平日は合法と認める内容であった。ピューリタニズムのもとでは、娯楽はその一切が魂の救済を妨げる悪行であり、退けられねばならず、動物スポーツも例外ではなかった。実際、1645年の革命成功のあと、国王を処刑し権力の座に就いたクロムウエルは安息日と否を問わず、日々を安息日の如くにすこす生活浄化運動を展開し、その過程で動物スポーツも実施が禁止される。状況は、1660年の王政復古により伝統的な娯楽が再び認知され、動物スポーツも盛行を見るが、そうしたなか18世紀にピューリタンの福音主義者から動物スポーツ非難の声が上がる。Yang, T.は代表者の一人で、彼の1788年の著書An essay on humanity to animalsはそれまでの動物スポーツが、遊漁も含め、動物に苦痛を与える行為以外の何物でもなく、しかも、それが遊び・娯楽としておこなわれるところが問題であると糾弾する。彼らは19世紀の20年代には禁酒運動と並んで動物愛護運動を展開し、それまでの庶民の娯楽を悪魔に息吹かれたものと否定し、これをピューリタンの合理的な娯楽に改革する運動に着手する。そして、その運動の延長上に1824年に動物虐待防止協会が創設され、1835年には動物虐待防止法が制定される。

イギリスにおける動物愛護運動は、以後、この動物虐待防止法を根拠に展開し、その後、世界に広まっていく。今日われわれが知る動物愛護運動は、こうしたイギリスの福音主義

的文化の果実と言ってよい。

(2) 動物スポーツをめぐる現状と問題点、そして実施団体と愛護団体の共存方途
今日、多くのところで動物スポーツ実施団体と動物愛護団体間で動物スポーツの実施をめぐる問題が生じているが、特徴的なのは、そうした非難の矛先が公営ギャンブル化している競馬や国際オリンピック委員会(IOC)傘下の馬場馬術競技など国際スポーツに対してではなく、特定地域や特定民族に伝統的に継承されてきたいわゆる民族スポーツとしての動物スポーツに向けられていることである。

この場合、国際馬術連盟はいち早く「馬スポーツ憲章」を公表し、連盟が主催する競技や練習において馬に苦痛を与えることがない旨を公告するが、民族スポーツとしての動物スポーツの場合、実施団体がこうした対応策を講じた例を研究代表者は寡聞にして知らない。しかし、各地の動物スポーツは、その存在根拠を民族の伝統文化に求め、それが土地の人々に共有される現実がある。本研究はこれをアジアについて確認するフィールドワークを行っている。

動物スポーツをめぐる問題は、いわば、国際文化(動物愛護)と民族文化の対立と言う構造を示すと言えよう。そして民族スポーツとしての動物スポーツは、その根拠となる伝統文化の語りの内容を個々に違えており、いまだ実施団体相互の協調・連絡組織化は未着手の状況にある。

他方、両団体の交渉は(もっぱら愛護団体が問題提起をおこなう形ながら)既に始まっている。

フィールドワークの事例から述べるなら、中国の新疆ウイグル自治区に住むモンゴル族は夏に行うナーダム祭にブズカシを行うが、近年は、その場で殺し、その場で頭と四肢を切除する本物の羊でなく、詰め物をした羊の縫いぐるみを使用するようにしている。また、四川省の涼山イ族自治州のイ族は旧暦6月の火把節に搶羊(村を代表する4人の女が1つのチームをつくり、4村対抗で、一頭の生きた羊を奪い合い、うまく自陣に持ち込めばその羊を自村のものとする競技。たいていの場合、羊は引き裂かれる状態になる)を行っていたが、近年に至り、これを中止している。また韓国の霊山で3月1日におこなう伝統行事の大綱引きには闘牛、闘犬、闘鶏をともの常であったが、2006年からは闘犬が中止されている。

これらはいずれも、動物愛護に配慮した対応行動であるが、変更や中止は世界的に進行している。スペインのカタルーニャ州は2010年に州法で闘牛を禁止し、またポルトガルでは闘牛士が牛を殺す形式を、数人が牛を素手で取り押さえる形に改めた。

こうした動物愛護に配慮した行動とは別に、伝統文化を根拠に存続が容認される例も見

られる。例えば、フランスの動物愛護法は動物スポーツを禁止するが、闘牛(牛対闘牛士)はフランス南部諸市町村の伝統文化として、また闘鶏はフランス北部諸市町村の伝統文化として、いずれも刑法の「動物に対する残虐行為」「動物虐待罪」の適用除外と定められているのである。

この伝統文化という根拠が、動物スポーツの産業化をもたらしたアジアの例が韓国の闘牛に見られる。

韓国では古くから闘牛(牛対牛)が民間の祭礼において好んで実施された歴史があり、今日もなおこれを観ることが出来る。動物愛護法が施行されて以後も闘牛が継続するのは、フランスの場合と同様に、政府の農林畜産食品部令が定める伝統的な民俗競技を除外すると但し書きを設けていることに拠る。この農林畜産食品部令は伝統的闘牛を明示し、この定めに基づき、政府が承認するいくつかの郡市町村で闘牛が実施されるが、さらに、慶尚北道清道郡については、これを公営ギャンブルと認め、牛券販売を2011年から開始している。闘牛の公営ギャンブル化については、これを地域活性化と観光に活用しようとする地元と政府の意図が働いたものであった。伝統文化の観光資源化の発想である。これは時流に合ったもので、2003年にユネスコが承認した人類無形文化遺産制度(Intangible Cultural Heritage of Humanity)がその後押しをしたと言えよう。清道郡では、全天候型ドームの闘牛場を中心に、全国から運ばれる闘牛の検査場、闘牛飼育場、闘牛博物館などから成る闘牛コンプレックスを構成し、その全体を清道公営事業公社が管理運営し、これに土地の温泉資源を加えた複合型観光として展開している。当初、闘牛・ギャンブル・温泉のセット観光を計画した時の主たる客層は日本人が想定されていたと聞き、そのため釜山からの高速道路によるアプローチが計画され、これは今日確保されている。

闘牛が公営ギャンブルとしておこなわれるとはいえ、競馬など他の種目とは異なる制約が闘牛に課せられる。その最たるものは、牛券は現地清道郡においてのみ購入可能であり、チケットセンターをソウルに設けるなど遠隔地販売が禁止されることである。認可条件が清道郡という特定地域の経済振興であったためであるが、その背景に、無制限ギャンブル化への抵抗姿勢が愛護団体へのイクスキューズになっていたろうとは地元のイーミックな説明であった。

韓国にせよフランスにせよ、動物愛護法にこうした例外規定が見られることは、法の精神がその時々政治的判断によって左右される現実を示すものと言える。

愛護団体と実施団体は歩み寄れないものであろうか。

三重県桑名市の多度神社に県の無形民俗文化財に指定される「上げ馬神事」が毎年5月におこなわれる。県内外から多くの観客を集

める古い伝統行事である。緩やかな100mほどの登り坂を助走し、垂直の2mの壁に乗り移るもので、これに成功すると、馬を出した村は豊年に恵まれると占う伝統競技である。助走路の幅は馬がやっと通れるほどになるよう、両側を若者が手をつないで柵になる。成功率は3割ほどで、騎乗の少年もるとももんどりうって転倒することが多い。さらに、勢をつけるためと柵の青年が手にした枝や棒で馬を打つ。こうした行為に対し、地元の愛護団体は永らく抗議を続け、その結果、2012年に初めて実施団体関係者が書類送検された。ここで、愛護団体側は馬への虐待行為(馬への暴行、2mの垂直壁を馬場馬術競技並みに低くすること、少年の乗馬訓練期間を通例の1ヶ月以上にして乗馬技能の向上を図ること、事前に馬体検査を行うことなど)を実施団体側へ要望している。ありがたい有無を言わせぬ行事の一方的中止でなく、その安全化と馬への配慮を訴えたもので、十分に納得のゆく行動と言える。伝統の慣行であっても、21世紀の倫理に適するよう改善を求める運動態度は評価される。実施団体側も、要望に応えるべく対応を開始した。

「上げ馬神事」のこの解決策は「ラムサール条約湿地のワイズユース」を思わせるもので、動物スポーツをめぐる愛護団体と実施団体の和解モデルとして提案されてよい。ワイズユース(wise use 賢明な利用)は1971年に締結された湿地保護の国際条約で、湿地に生息する水鳥や魚類など生物と、湿地を利用して生活する人間の双方が利する形で環境保護に取り組む精神をwise useの表現に込めたものであった。感情に走らず、理性的にwin winの関係を構築するのに適した原理と言えよう。

<引用文献>

Malcolmson, R.W., Popular recreations in English society 1700-1850, Cambridge University Press; London, 1973.

青木人志、動物愛護と伝統の狭間 - フランス刑法における闘牛の扱い、一橋論叢、119巻1号、1998、16 - 33

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 0 件)

〔学会発表〕(計 0 件)

〔図書〕(計 1 件)

寒川恒夫(編著) ミネルヴァ書房、よくわかるスポーツ人類学、2017、110-111

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況（計 0 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

寒川 恒夫 (SOGAWA, Tsuneo)
早稲田大学・スポーツ科学学術院・教授
研究者番号：70179373

(2) 研究分担者

(0 人)

研究者番号：

(3) 連携研究者

(0 人)

研究者番号：

(4) 研究協力者

李 承洙 (LI, Sunsu)
馬 晟 (MA, Sei)
小木曾 航平 (KOGISO, Kouhei)